

国の施策等に関する提案・要望項目一覧

(ページ)

1	北朝鮮をめぐる問題への対応	1
2	地方創生の推進	1
3	地方分権の推進と地方税財源の拡充	2
4	働き方改革の推進	2
5	子育て支援・少子化対策	3
6	社会基盤の整備	3
7	農林水産業の振興	4
8	人材育成	4
9	原子力発電所の安全確保	5
10	安全・安心のまちづくり	6
11	社会保障の充実	7
12	世界に開かれた活力ある地域づくり	8
13	くらし、人権尊重のまちづくり	8

平成 31 年度 国の施策等に関する提案・要望項目 一覧

平成 30 年 7 月 10 日

要望項目	要望内容（要旨）
<p>1.北朝鮮をめぐる問題への対応</p> <p>【主な要望先】 内閣官房</p>	<p>①史上初の米朝首脳会談が開催され、拉致問題も取り上げられたが、合意文書に具体的な言及はない。拉致問題解決に向けて新たなステージに入ったと考えられるが、被害者ご本人と帰国を待ちわびている家族の高齢化が進み、一刻の猶予もない中、松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の帰国に向けて、日本も政府自らが北朝鮮と直接交渉することも選択肢に入れて米国や韓国と連携しつつ、あらゆる手段を尽くして帰国実現のための行動を起こすこと。</p> <p>②国際社会と連携し、北朝鮮の完全かつ検証可能で不可逆的な非核化及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全廃棄に向け強力に取り組むこと。</p>
<p>2.地方創生の推進</p> <p>【主な要望先】 内閣官房 内閣府 総務省 文部科学省</p>	<p>①地方から東京圏への人口流出に歯止めがかかっておらず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた基本目標の達成に向けて、政府として自ら大胆に取り組むこと。</p> <p>②政府関係機関・企業・大学の地方分散の推進等、地方の人口流出に抜本的な対策を講じること。特に政府関係機関の第 2 弾移転検討を進めるなど、国家戦略として大胆かつ継続的に取組を進めること。</p> <p>③地方へのサテライトキャンパス設置に対して、都市部（東京圏、関西圏）の大学の地方移転が促進されるよう財政支援措置を講ずること。また、都市部と地方の大学生の対流促進を行う自治体の主体的な取組にも支援すること。併せて、地方大学が行う地域の中核的な産業の振興と、これを担う専門人材育成などの取組に対する財政支援措置は、地域の産業の実情にあわせた多様な取り組みが可能なものとする。</p> <p>④企業の地方分散を促すため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に具体的かつ明確な目標値と工程表に基づく「集中移転期間」を設定し、企業側への働きかけを強化すること。また、税制上のインセンティブや新たな補助制度の創設等、企業の地方拠点強化施策の再構築を進めること。</p> <p>⑤地域の実情に応じた取組を地方が継続的かつ主体的に進めていくために、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するとともに、十分な一般財源総額を確保すること。</p> <p>⑥地方創生推進交付金について十分な規模を確保して継続するとともに、国と地方の協議の場を活用するなど地方の意見を踏まえた大胆な制度改正を行うこと。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
<p>3 .地方分権の推進と地方税財源の拡充</p> <p>【主な要望先】 内閣府 総務省 厚生労働省 衆議院議長 参議院議長</p>	<p>①比例代表の定数増等が提案されているが、民主主義のあり方としての都道府県の果たす役割の重要性に鑑み、引き続き、憲法改正等も含め、合区を抜本的に解消するよう精力的に検討を進めること。なお、最低限各都道府県から国会の両院に代表を選出できる仕組みを担保すること。</p> <p>②本県のような財政力の弱い自治体は、不断の行革努力を続けながら地域経済活性化に積極的に取り組んできたところであり、これまで歳出特別枠（地域経済・雇用対策費）が担ってきた地方の地域経済活性化の取組を下支えする機能を引き続き確保するなど、財政力の弱い自治体でも必要な施策を確実に実行できるような地方交付税の配分を行うこと。</p> <p>③更なる人口減少対策や地域経済活性化の取組、社会保障経費の増嵩などを踏まえ、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。特に、地方のこれまでの行革努力を無にするような、基金残高を理由とした地方財政計画の圧縮、地方交付税の削減は行わないこと。</p> <p>④現下の景気回復局面においても、本県のような地方部の団体は都市部の団体に比べ税収の伸びが期待できないことを踏まえ、平成 30 年度与党税制大綱に掲げられた「地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置」について、地方の意見も十分に聞きながら、実効性のある制度を創設すること。また、近年の企業形態の変化により、税収と事業の実態に乖離が見られるため、法人事業税の分割基準や課税要件の見直しを行うこと。</p> <p>⑤消費税率引き上げによる財源の用途変更により、地方財政や社会保障財源に影響を与えることのないよう、国の責任において確実に地方税財源の確保を行うこと。</p> <p>⑥トップランナー方式による歳出効率化の成果を地方交付税の削減につなげるのではなく、業務改革を先行実施している団体のインセンティブ効果が失われないよう基準財政需要額に還元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。</p> <p>⑦地方公務員の臨時・非常勤職員の期末手当の支給等を可能とする「会計年度任用職員」制度が平成 32 年度から導入されることに伴い、地方自治体に新たに過大な財政負担を生じさせないよう、財源措置を講じること。</p> <p>⑧地方分権改革に関する提案募集にあたっては、地方からの制度改正に関する提案を真摯に受け止め、事務・権限の移譲や規制緩和の実現を前向きに検討すること。特に従うべき基準の参酌基準化や事務・権限の委譲など地方が従前より求めてきた重点課題の実現を図ること。</p> <p>⑨地域活性化雇用創造プロジェクト事業の拡充等により、地方版ハローワークの運営経費に対する安定的な支援策を講じること。また、地方版ハローワークの実効性を担保するため、国のハローワークが持つ情報の地方版ハローワークとの共有化を着実に進めること。</p>
<p>4.働き方改革の推進</p> <p>【主な要望先】 内閣官房 内閣府 厚生労働省 経済産業省</p>	<p>①働き方改革の推進については、同一労働同一賃金、残業時間の上限規制による中小企業の負担を考慮し、職場改革や経営安定化に資する支援を行うこと。また、業務システムの導入や設備投資等の生産性向上に取り組む中小企業が利用しやすい支援制度を拡充すること。</p> <p>②男女がともに働きながら安心して子育てや介護ができる環境づくりを推進するため、保育・介護環境や育児・介護休業制度の充実を図るとともに、従業員の仕事と家庭の両立を応援するイクボスの取組を深化させ、介護しながら働きやすい職場環境づくりも担う「ファミボス」の取組を支援するなど、ワーク・ライフ・バランス実現を促進すること。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
<p>5.子育て支援・少子化対策</p> <p>【主な要望先】 内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>①幼児教育無償化の導入にあたっては、子育て家庭の経済的負担軽減に向けた地方独自の取組の成果を引き継ぐとともに、地方に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。</p> <p>②保育士の確保と定着がより一層進むよう、国の責任において更なる処遇改善と配置基準改善を実行するとともに、潜在保育士の保育現場への就職・復職を促進するため、保育士の離職時等における届出制度の法制化など総合的な保育士確保対策を推進すること。</p> <p>③企業主導型保育事業について、保育の需要見通しに基づいた適正な整備となるよう、市町村の意見に基づき整備費の助成決定を行う仕組みを取り入れること。</p> <p>④子どもたちが経済的な理由により大学等への進学を諦めることのないよう、給付型奨学金をはじめとする修学支援制度の一層の充実を図ること。</p> <p>⑤子どもの貧困対策に資する調査研究を国が企画し、継続実施すること。また、地域の取組をより効果的なものとするため、「地域子どもの未来応援交付金」の対象事業の拡大、自治体がいしあいの良くなるよう運用の弾力化を図ること。</p> <p>⑥不妊に悩む夫婦が安心して治療を受けることができるよう、不妊検査及び特定不妊治療をはじめとする不妊治療の保険診療適用を拡大すること。</p> <p>⑦子どもの医療費助成に対する国民健康保険国庫負担金減額を廃止する対象年齢を高等学校卒業年齢程度まで引き上げること。</p> <p>⑧結婚支援をはじめとした少子化対策を地域の実情に応じて積極的に展開できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充や運用の弾力化を図ること。</p>
<p>6.社会基盤の整備</p> <p>【主な要望先】 財務省 農林水産省 国土交通省 防衛省</p>	<p>①山陰道（鳥取西道路、北条道路）や山陰近畿自動車道（岩美道路、鳥取～福部間）、地域高規格道路（北条湯原道路及び江府三次道路）の早期整備、米子・境港間の高速道路の早期事業化に向けた検討の促進など、必要不可欠な社会インフラである高速道路ネットワークの計画的な整備を強力に推進すること。また、高速道路本来の定時性・安全性を確保し、積雪時の大規模滞留の回避や通行止めの解消を図るため、鳥取自動車道、米子自動車道及び米子道路の付加車線の早期供用や、付加車線設置等による暫定2車線の早期解消、並びに当面の安全対策としてのワイヤロープの設置、スタック箇所が多い志戸坂峠道路の再整備を図ること。スタック箇所が多い志戸坂峠道路の再整備を図ること。</p> <p>②北東アジアゲートウェイである境港について、竹内南地区貨客船ターミナルの平成32年春供用開始に向けて必要な予算を配分すること。また、鳥取港の港湾静穏度向上及び航路埋そく解消に向け、県と一体となって対応すること。</p> <p>③社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、総額を拡大するとともに財政力の弱い地方へ重点的に配分すること。特に、鳥取県中部地震からの着実な復興や豪雪対策、減災防災対策等を推進するために必要な防災・安全交付金の総額を拡大し、十分かつ重点的に配分すること。</p> <p>④日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保の観点から、山陰地域の新幹線について基本計画路線から整備計画路線への格上げを図るとともに、在来線の高速化を推進すること。</p> <p>⑤山陰への重要なアクセス手段となっている第三セクターの特急車両「スーパーはくと」は、本県の地域経済の活性化等にとって重要なものであることから、その更新への支援制度を創設すること。</p> <p>⑥交通空白地を抱える中山間地域のタクシー利用者等に対し支援を行っている市町村への財政支援を行うこと。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
6.社会基盤の整備（つづき）	<p>⑦交流人口や物流を拡大するため、増枠が検討されている羽田空港の発着枠を幹線空港のみならず地方空港にも割り当てること。</p> <p>⑧国土交通省等直轄事業における地元企業の受注機会の拡大及び県産品の優先使用に対して、より一層の配慮を行うこと。</p>
7.農林水産業の振興 【主な要望先】 農林水産省 経済産業省	<p>①TPP11の発効に係る国内手続きが終了し、早ければ年内の発効が見込まれることから、改めて、国内農林水産業への影響を精査し、現場ニーズの高い対策について、意欲ある農林漁業者が取り組みやすい事業となるよう、十分な予算を確保すること。また、日米新貿易協議の実施にあたっては、国内農林水産業への影響がないよう、また、日本の産業競争力強化につながるよう、強い姿勢で臨むとともに、協議内容について、適宜情報公開と丁寧な説明を行うこと。</p> <p>②30年産以降の米政策の見直しにあたっては、全国的な調整の仕組みなど実効性のある需給調整に向けた環境整備を一層推進すること。また、飼料用米、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金等について十分な予算を確保すること。</p> <p>③GAP認証取得推進に向けて、生産者に過度の費用負担とならないよう、現場の実情に合わせて国の支援内容の見直しや要件緩和を行うこと。</p> <p>④境漁港における高度衛生管理型市場整備について、引き続き早期完成が実現できるよう十分な予算を確保すること。また、漁船の代船建造に係る基金事業について、すべての希望者が計画どおりに事業を実施できるよう恒久的な予算措置を行うとともに、十分な事業費を確保すること。</p> <p>⑤多発する大規模地震や集中豪雨等を受けて、防災・減災に資するため池改修及び農地整備、畑地かんがい等の整備要望が増えていることから、計画的な事業執行ができるよう農業農村整備事業について十分な予算を確保すること。</p> <p>⑥ため池のハザードマップ作成など防災計画の策定には時間を要することから、農村地域の安全安心に資する農村地域防災減災事業の定額助成制度について、事業期間を延伸すること。</p> <p>⑦持続的な森林整備が可能となるよう、造林事業、林道事業等に係る当初予算を十分確保すること。また、作業道の維持・修繕に必要な支援を追加すること。</p> <p>⑧鳥獣被害防止総合対策交付金を継続するとともに、十分な予算を確保すること。</p>
8.人材育成 【主な要望先】 文部科学省	<p>①学校生活や人間関係への円滑な対応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図るため、更なる少人数学級の拡充のため、教職員定数の改善を行うこと。</p> <p>②学校現場における様々な課題に対応するため、養護教諭の配置の充実を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師等の専門スタッフについても標準法において定数配置化すること。</p> <p>③学校現場における教職員の多忙解消・負担軽減のため、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置を拡充するための財政支援を充実すること。</p> <p>④「大学入学共通テスト」に係る英語の外部検定試験の活用は、受験機会の均等、各家庭の経済的負担の観点で公平性の担保に課題があることから、混乱なく外部検定試験に代替できる状況となるまでの間は大学入試センターが実施するマーク式共通テストを継続すること。</p> <p>⑤新学習指導要領の円滑な実施による教育の質の向上と働き方改革の両立を一層推進するため、小学校専科（英語）教員の加配措置を、平成31年度以降も拡充すること。また、民間委託による外国語助手の配置についても財政措置を行うこと。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
8.人材育成（つづき）	<p>⑥小・中学校における発達障がい等の通級指導担当教員の基礎定数化の趣旨に沿って、今後10年の定数改善の具体的な見通しを示すとともに、特別な支援を必要とする児童生徒に対する加配措置を充実させること。また、特別支援学校及び特別支援学級の幼児、児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費負担金等制度の対象経費を拡充すること。</p> <p>⑦平成29年度から開始された私立小中学校の児童生徒を対象とした経済的支援に関する実証事業について、義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、私立高等学校と同等の就学支援金の支給を制度化すること。</p> <p>⑧全ての私立学校の耐震化事業及び公立学校の老朽化に対応するための新增築・改築・大規模改造等の各種事業の実施について十分な予算を確保するとともに、補助要件の緩和及び補助率並びに補助単価の引上げをすること。</p> <p>⑨地方大学の地域と連携した取組に対して更なる支援を行うこと。また、地方国立大学の教育・研究・社会貢献の機能を強化し、強みや特色を活かすために、基盤財源である運営費交付金の確保・充実を図ること。</p>
9.原子力発電所の安全確保 【主な要望先】 内閣府 厚生労働省 経済産業省 原子力規制庁 原子力規制委員会	<p>①福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。</p> <p>②原子力発電所の稼働の判断にあたっては、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧にわかりやすく説明すること。</p> <p>③原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。また、UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、その対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</p> <p>④県域を越える広域避難に備え、輸送手段や避難先の確保、避難に使用する道路のUPZ内の一体的整備、広域の交通規制等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。また、避難行動要支援者の移動手段、医療従事者・介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。</p> <p>⑤廃止措置作業について厳正な保安検査等によって監視するとともに、その結果を周辺自治体及び地元住民に対して丁寧に分かりやすく説明すること。また、中国電力に対し、丁寧に分かりやすく説明を行うよう指導すること。</p> <p>⑥使用済燃料の搬出が確実に行われるよう、国が前面に立って使用済燃料の再処理等に取り組むこと。また、低レベル放射性廃棄物の処分について、国としても取組みを加速させること。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
<p>10.安全・安心のまちづくり</p> <p>【主な要望先】 内閣府 総務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省 防衛省 警察庁 国家公安委員会</p>	<p>①鳥取県中部地震からの復興に対して精力的な支援を行うこと。また、歴史的財産である倉吉白壁土蔵群の震災からの早期復旧に向けて、技術的な支援と財政的支援を行うこと。</p> <p>②被災者の生活再建等を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度が適用されない「半壊」「一部損壊」まで支援を拡充するとともに、被災者生活再建支援基金への都道府県拠出金に対して、地方交付税措置等の財政支援を行うこと。</p> <p>③同一災害による被災地でありながら、自治体の財政規模や被害規模によって局地激甚災害指定を受けられない場合があることから、指定にかかる算定基準を緩和すること。</p> <p>④屋根瓦の耐震化に係る補助制度を創設するとともに、耐震性のある瓦の普及啓発に取り組むこと。</p> <p>⑤診断結果が公表される大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震改修への支援の拡充等を行うこと。</p> <p>⑥災害を未然に防止、軽減するための予防的治水対策としての基幹的施設である河川改修、海岸侵食対策、砂防設備整備等の直轄事業を一層集中的に促進すること。</p> <p>⑦大規模な降雨を想定した広域避難等のソフト対策への技術的支援や洪水時等にリスクの高い危険個所の早期整備などソフト・ハードの減災対策に対する柔軟な支援と事業費の総額確保に努めること。また、総合的な流木対策を進めるための技術的支援や財政支援を行うこと。</p> <p>⑧中海の護岸整備について、大橋川下流域の中海湖岸堤の整備促進を図るとともに、窪地対策などの水質浄化対策並びに汚濁原因等の解明や海藻が果たす自然浄化機能等の調査研究など、水質保全対策を河川管理者として国の責任において推進すること。</p> <p>⑨老朽化した上下水道施設の更新や耐震化に係る財政支援の拡大を図ること。</p> <p>⑩PCB処理対策は、国の責任において財政支援、計画的処理方策の提示等必要な措置を講ずること。低濃度PCB廃棄物の計画的な処理に向けて掘り起し方策の明示や使用状況の届出等、法令上必要な措置を講じるとともに、処理促進のための財政支援等を行うこと。</p> <p>⑪鳥取市で発見された発生場所等が不明な放射性投棄物について、迅速かつ安全・安心に処理できるよう国が責任をもってルールづくりを行うとともに、放射性物質を含む廃棄物の処理を行うための貯蔵施設・処理施設及び処理ルートを国の責任において整備すること。</p> <p>⑫日常交通の安全や災害時の避難路の確保のため、狭あい道路整備事業の事業期間を延伸すること。</p> <p>⑬米軍機の低空飛行訓練について、住民からの苦情が多い地域においては、国の責任において騒音測定器を設置し、実態の把握に当たること。住民の不安を軽減するため、住民生活に影響の大きい訓練については内容を事前に情報提供すること。</p> <p>⑭サイバー空間の脅威への対処、高速道路等における交通安全対策、暴力団対策、原子力等災害対策を講じるため、警察官を増員すること。</p> <p>⑮更新基準を経過した信号制御機等の更新に必要な財源を確保すること。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
<p>11.社会保障の充実</p> <p>【主な要望先】 内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>①平成 31 年 10 月に予定されている消費税率引き上げによる増収分については、社会保障の充実・安定化に向けた財源に確実に充当するとともに、地方と十分協議し、地方に必要な安定財源を国の責任において確保すること。</p> <p>②手話言語法を制定すること。</p> <p>③就労系障害福祉サービスの報酬設定について、事業所の実態を調査・検証し、「支援の質」を評価するなど、工賃以外の評価基準も考慮した報酬算定とすること。その他、地域の実情に応じた障害福祉サービスを提供するため、重度の障がい児・者を受け入れている事業所の円滑な利用促進等に向けた報酬の設定、障がい児・者の地域移行を進めるための施設整備に対する財政支援など、支援を充実すること。</p> <p>④介護人材の安定的確保に向け、介護職の認知度向上、イメージアップのための情報発信に取り組むとともに、介護人材の処遇改善を更に進めること。</p> <p>⑤「新しい社会的養育ビジョン」の理念を踏まえ、里親委託の推進と施設の多機能化が有機的に機能するよう必要な制度設計を行うとともに、更なる財政支援を行うこと。</p> <p>⑥深刻な医療人材不足の状況を踏まえ、医師総数の確保、地域間・診療科間の偏在是正、勤務環境改善等、医師の安定的確保に向けた取組を充実させること。</p> <p>⑦看護師の確保及び離職防止のため、処遇改善、職場環境整備のための施策を充実させること。</p> <p>⑧薬剤師確保対策を行う地方の取組への財政支援など定着対策を行うこと。</p> <p>⑨将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立するとともに持続可能な制度の確立に向けて、地方に支障、負担が生じることのないよう、あらゆる対策を講じること。また、地方単独事業に係る国民健康保険国庫負担金の減額措置を早急に廃止すること。また、子育て支援の観点から、国民健康保険料（税）の均等割保険料の軽減措置を導入するとともに、必要な財源措置を行うこと。</p> <p>⑩県立中央病院及び鳥取赤十字病院、県立厚生病院の施設整備は、本県の病床の機能分化・連携の推進に必要であるため、地域医療介護総合確保基金を重点的に配分すること。</p> <p>⑪医療提供体制推進事業費補助金は、良質で適切な医療を効果的かつ効率的に提供するために必要不可欠であることから、安定的な事業実施ができるよう十分な予算を確保すること。</p> <p>⑫地域医療構想における将来の病床数の推計値には地域の実情とのかい離があることから、都道府県の主体性を最大限尊重し、当該推計値の実現を都道府県に強要しないこと。また、介護療養病床等から介護医療院に転換する自治体病院について、病院経営に影響を生じさせないよう転換前の病床と同等の交付税措置を行うこと。</p> <p>⑬災害時の透析医療を確保するため、透析医療の継続に必要な施設設備（貯水槽、自家発電装置等）の整備に係る補助制度を創設すること。また、災害により被害を受けた医療施設等の復旧を目的とした医療施設等災害復旧費補助事業は原則、被災した医療機関をすべて補助対象とすること。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
<p>12.世界に開かれた活力ある地域づくり</p> <p>【主な要望先】 内閣官房 内閣府 総務省 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>①平成31年10月に予定されている消費税10%引き上げに際しては、景気が落ち込まないように、国の責任において万全な経済対策等を講じること。</p> <p>②今後、在留資格の見直し等に伴い外国人材の受入の拡大が見込まれることから、企業・団体等に対する入国・在留制度の周知徹底及び本県に未設置である外国人労働者相談コーナーを設置すること。また、外国人受入の環境整備の支援策を充実させるとともに、監理団体や技能実習実施者への適切な指導監督を徹底すること。</p> <p>③中国・中央アジアないしシベリア経由の鉄道と連結してヨーロッパ及びロシア・ヨーロッパ部と我が国を結ぶ国の物流施策の中に環日本海定期貨客船航路を位置づけること。</p> <p>④表層型メタンハイドレートの本県海側の有望海域において本格的な採掘、実用化が進展するよう、資源量把握調査結果等を公開するとともに、開発、商業化に向かうロードマップを策定し、その着実な進捗を図ること。また、地方大学が先進的に行っている海洋開発に係る人材育成に対して支援策を講じること。</p> <p>⑤ユネスコ世界ジオパークの取組が一層進展するよう、観光での活用や情報発信、学校教育・社会教育等の取組を推進するとともに、地方の取組に対するジオパークに特化した財政支援制度を創設すること。</p> <p>⑥国際観光旅客税を、DMOの事務局運営経費も含め地方の観光振興施策に重点配分すること。</p> <p>⑦多文化共生社会の実現に向けて、地域での外国人の受入体制の充実が求められていることから、財政基盤が脆弱な公益財団法人の運営経費等への財政支援を行うこと。</p> <p>⑧2020 東京オリンピック・パラリンピック有望選手の育成に取り組む地方への財政支援を行うこと。また、ワールドマスターズゲームズ（WMG）2021 の開催拠点となる公立スポーツ施設の機能向上のための地方財政措置を行うとともに、スポーツ気運醸成に繋がる国際大会の開催への支援を充実すること。</p> <p>⑨2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、日本の文化芸術の魅力を世界に発信するとともに、レガシーとして次世代へ継承していくため、文化芸術を活用した地域づくりや、鳥取県発祥の「あいサポート運動」の精神を活かし、障がい者の文化芸術振興等を進め、地方の特徴的なプログラムへの支援について十分な予算を確保すること。</p>
<p>13.くらし、人権尊重のまちづくり</p> <p>【主な要望先】 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 経済産業省 環境省</p>	<p>①旧優生保護法に基づき実施された優生手術に関し、国の責任を認め速やかに謝罪するとともに、全国実態調査の速やかな執行、救済制度の速やかな創設等、国の責任において真摯に対応すること。</p> <p>②部落差別を助長する書籍の発行、販売、インターネットを利用した差別表現をはじめとする様々な差別や人権侵害事案を解決するため、プロバイダ責任制限法の見直しなど法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に確立すること。また、部落差別の解消の推進に関する法律に基づく部落差別実態調査の進め方を早急に明らかにし、着実に差別解消に取り組むこと。</p> <p>③地方公共団体が整備したブロードバンド網、ケーブルテレビ網の大規模更新時期を見据え、更新等のための財政支援措置の創設等、高度情報通信基盤の整備、維持の抜本的な対策を早急に図ること。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
13.くらし、人権尊重のまちづくり（つづき）	<p>④マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、情報セキュリティの確保に万全を期すとともに、この制度の導入・利用拡大に伴うシステム及びネットワークの構築・改修や維持管理、マイナンバーカード交付等に要する経費について、原則として国が負担し、地方に経費負担が生じることのないようにすること。</p> <p>⑤風力発電等に係る許認可等の手続きにおいて、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを構築すること。また、風力発電事業者等に対して環境アセスメントの各審査において適切な事業計画の提出を指導するとともに、積極的な事業内容の公開や精力的な説明会の開催を働きかけること。</p> <p>⑥住宅用太陽光発電(10kW未満)について、固定価格買取制度による買取期間満了後の設置者の不安を解消するため、小売電気事業者が余剰電力を購入する制度の整備や自家消費を一層促すための蓄電池等の導入支援を行うこと。</p> <p>⑦消費者行政推進のための事業継続が可能となるよう、地方消費者行政推進交付金の活用期間を延長すること。また、地方消費者行政強化交付金のメニューの拡充や交付率の引き上げを図ること。</p> <p>⑧文化財保護法の改正に伴い、地方公共団体が「大綱・地域計画」を策定するにあたり参考となる指針等を早急に示すとともに、地方公共団体及び所有者が「大綱・地域計画」並びに「保存活用計画」の策定に適切に取り組むことができるよう、十分な財政支援を行うこと。また、今後推進が必要となる文化財の活用事業に対する地方交付税措置の更なる充実を図ること。</p> <p>⑨所有者不明土地・建物問題の解消に向け、登記義務化の是非も含め、登記手続きが適切に行われる方策を検討し、実効性のある制度を構築すること。</p>